

## 【学校において予防すべき感染症と出席停止の期間の基準】

学校は、児童生徒等が集団生活を営む場であるため、感染症が発生した場合は、感染が拡大しやすく、教育活動にも大きな影響を及ぼすこととなります。そのため、学校保健安全法等では、感染症予防のための出席停止等の措置や出席停止の期間の基準等について規定されています。

	感染症の種類	出席停止の期間の基準	
第一種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エボラ出血熱</li> <li>・クリミア・コンゴ出血熱</li> <li>・痘そう</li> <li>・南米出血熱</li> <li>・ペスト</li> <li>・マールブルグ病</li> <li>・ラッサ熱</li> <li>・急性灰白髄炎</li> <li>・ジフテリア</li> <li>・重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)</li> <li>・中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)</li> <li>・特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。)</li> </ul>	治癒するまで	
第二種	・インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	発症した後(発熱の翌日が1日目)5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない
	・百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	・麻疹	解熱した後3日を経過するまで	
	・流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	・風しん	発しんが消失するまで	
	・水痘	すべての発しんが痂皮化するまで	
	・咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
第三種	・結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	・髄膜炎菌性髄膜炎		
	・コレラ		
	・細菌性赤痢		
	・腸管出血性大腸菌感染症		
	・腸チフス		
	・パラチフス		
・流行性角結膜炎			
・急性出血性結膜炎			
・その他の感染症*			

### 【その他の感染症\*についての考え方】 (文部科学省「学校において予防すべき感染症の解説」より)

第三種の感染症に分類されている「その他の感染症」は、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるものとして定められているものであり、**あらかじめ特定の疾患を定めてあるものではない。**

「その他の感染症」として出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断する必要がある。そのため、次に示した感染症は、子どもの時に多くみられ、学校でしばしば流行するものの一部を例示したもので、**必ず出席停止を行うべきというものではない。**

感染性胃腸炎、サルモネラ感染症(腸チフス、パラチフスを除く)、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑、急性細気管支炎(RBウイルス感染症など)、EBウイルス感染症、単純ヘルペス感染症、带状疱疹、手足口病、ヘルパンギーナ、A型肝炎、B型肝炎、伝染性膿痂疹(とびひ)、伝染性軟属腫(水いぼ)、アタマジラミ、疥癬、皮膚真菌症(カンジダ感染症、白癬感染症、特にトングランス感染症)

